(6)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

| 周波数帯 | 準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。） |
|---|---|
| ［略］ | ［略］ |

(7)～(9)　略

(10)　第一号(7)に掲げる条件

(11)　略

十二　一般用放射等設備

(1)　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

| 周波数帯 | 許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。） | |
|---|---|---|
| | 準尖頭値 | 平均値 |
| 一五〇kHz以上五〇〇kHz未満 | 六六デシベルから五六デシベルまで　※ | 五六デシベルから四六デシベルまで　※ |
| 五〇〇kHz以上五MHz以下 | 五六デシベル | 四六デシベル |
| 五MHzを超え三〇MHz以下 | 六〇デシベル | 五〇デシベル |

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

| 周波数帯 | 許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。） | |
|---|---|---|
| | 準尖頭値 | 平均値 |
| 一五〇kHz以上五〇〇kHz未満 | 八四デシベルから七四デシベルまで　※ | 七四デシベルから六四デシベルまで　※ |
| 五〇〇kHz以上三〇MHz以下 | 七四デシベル | 六四デシベル |

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(6)　［同上］

| 周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。） | 準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。） |
|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ |

(7)～(9)　同上

(10)　第一号の(7)に掲げる条件

(11)　同上

［新設］